

承久二年十一月八日

〔増鏡^二新島守〕四にて位につき給て、^〇後十五年おはしましき、おり給て後も、土佐院^〇土門十二年、佐渡院^〇順十一、年猶天の下にはおなじ事なりしかば、すべて三十八年がほど、この國のあるじとして、萬機のまつり事を御心ひとつにをさめ、もゝのつかさをしたかへ給へりし、そのほどふく

風の草木をなびかすよりもまされる御ありさまにて、遠きをあはれみ、近きをなで給ふ御めぐみ、雨のあしよりもまげれば、津の國のこやのひまなきまつりごとをきこしめすにも、難波の

あしのみだれざらんことをおぼしき、藐姑射の山のみねの松もやうく、枝をつらねて、千世に八千代をかさね、霞のほらの御すまひ、いく春をへても、そらく月日のかぎりしらす、^〇下

〔三長記〕承元四年十二月五日己未、尊號^〇土門事、藤中納言同奉行^〇又見百練抄、皇胤紹運錄、歷代皇紀、皇代記、皇年代略記、歴代皇紀、皇代記、皇年代略記、

〔増鏡^一おごるの下〕その年^〇承元のまはすに、太上天皇の尊號あり、新院^〇土門ときこゆれば、父の御門^〇後をばいまは本院と申、なほ御まつりごとはかはらず、

〔二代要記^七順德〕承久三年四月廿三日、尊號^〇又見皇紀、皇年代略記、

〔増鏡^二新島守〕承久も三年になりぬ、^〇中おなじ廿三日、^〇四院號のさたありて、いまおりさせ給へるを新院^〇順德ときこゆれば、御兄の院^〇土門をば中の院と申、父御門^〇後をば本院とぞ聞えさする、

〔愚管抄^二仲恭〕廿六日^〇承久三年四月、^〇新院^〇順德、初御幸一院^〇後鳥羽御所嘉陽院去廿三日、太上天皇尊號云々、本の新院^〇土門をば、土御門院云々、太上天皇三人初例云々、

〔百練抄^七後深草〕正元元年十二月二日庚子、大納言良教卿被奏、新院^〇後深草尊號詔書、^〇又見一代要記、^〇神皇正統記、皇年代略記、

〔高輔朝臣記〕正元元年十二月二日、今夜行太上天皇^〇後深草尊號詔書事、^〇職事仰詞、可奉太上天次御隨

一時有五上皇